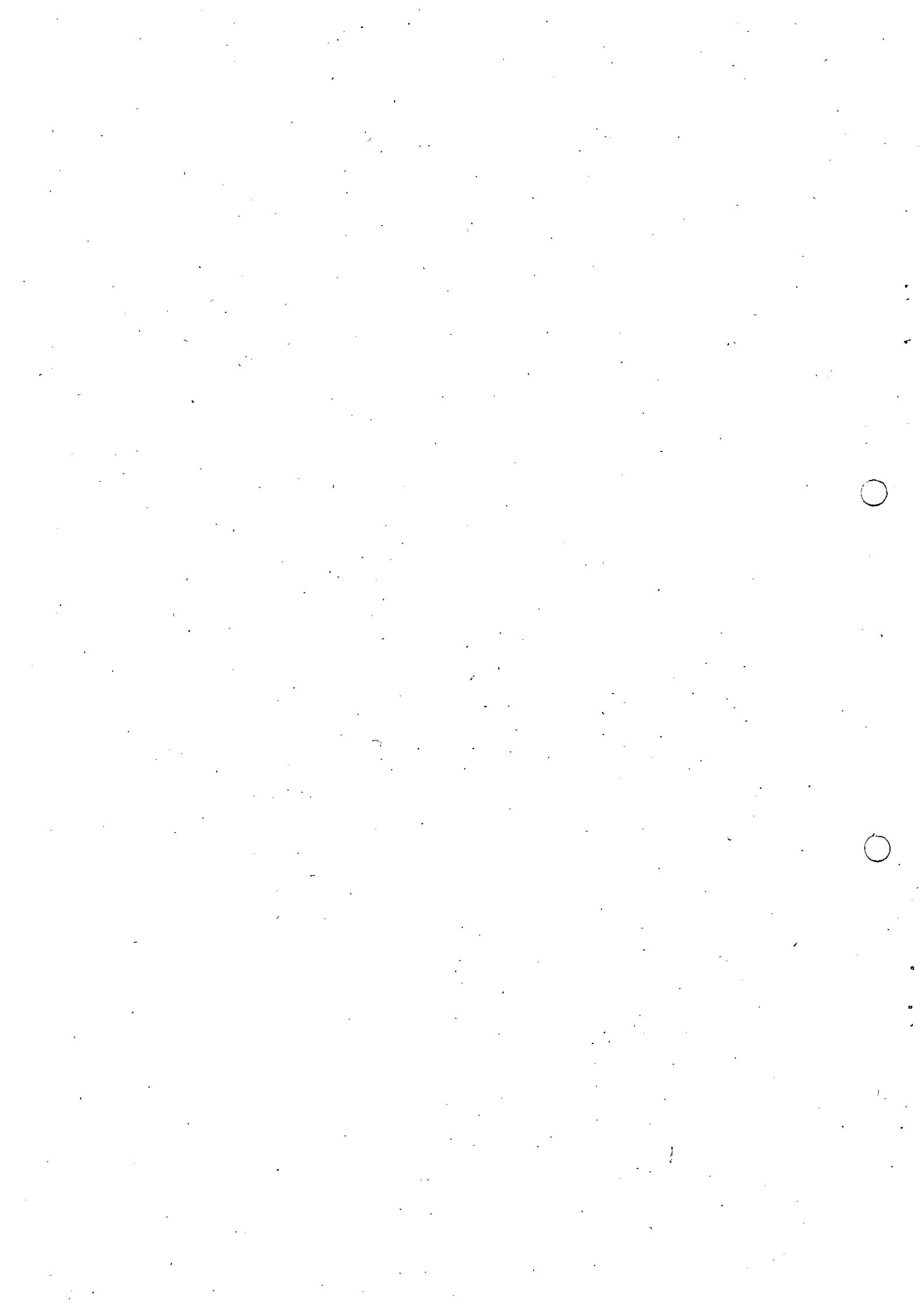


資料 2

## 平成 25 年度当初予算案の概要

滋賀県健康福祉部  
障害福祉課



# 障害福祉課予算の重点施策

障害者基本法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月から施行されるなど、障害のある人の生活に関わる制度の枠組みをはじめ、障害のある人を取り巻く環境は大きく変わってきています。

また、障害の重度化や重複化、障害者の高齢化が進んでおり、さらに、これまでの身体、知的、精神の三つの障害種別では位置づけられない新たな障害への対応や、障害者虐待の防止、障害者の養護者への支援等に関する法律（障害者虐待防止法：H24.10 施行）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法：H25.4 施行）等の新たな制度への適切な対応も必要となっています。

こうした状況の中、平成23年度に策定した「新・障害者福祉しがプラン」（平成24年度～26年度）に基づき、引き続き、障害のある人の「地域で暮らし、働き、活動することの実現」を一層進めることとし、特に以下を“5つの重点施策”と位置づけ、障害のある人の地域生活を応援します。

- ★ 就労支援の強化
- ★ 地域生活移行の促進
- ★ 重度障害者の自立支援
- ★ 精神障害者への対策の充実
- ★ 障害者総合支援法の円滑な施行

特に重度障害者については、児童福祉法等が改正され、18歳以上の重症心身障害者のサービス支給決定主体が市町に一元化されたことに伴い、地域で暮らす重症心身障害者と施設に入所する重症心身障害者の一体的な支援のため、新たな仕組みを市町と共同で構築し、これを強化します。

そして、我が国の障害福祉の草分けとして活躍し「障害福祉の父」と呼ばれる糸賀一雄氏が、平成26年3月に生誕100年を迎えることから、市町や民間との協働により記念事業を展開するとともに、これから滋賀の障害福祉のあり方を検討するなど、共生社会づくりを目指す取組みを進めます。

## 1 地域で暮らす

### （1）障害者総合支援法の推進

障害者総合支援法による新しい制度の普及啓発、障害者・事業者等への制度内容の周知および情報提供に努めます。また、国および県が義務的に負担する給付費の支給、障害程度区分認定の適正化を図るために不服審査会の運営、指定事業者等の指導監督、県および市町におけるサービス提供基盤整備の推進、地域生活支援事業の実施、県障害者自立支援協議会の運営を行います。

### （2）生涯を通じ一貫した支援体制の充実

発達障害のある人が身近な地域で自立した生活が送れるよう、発達障害者支援センター機能の強

化を図るとともに「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」および「発達障害者地域自立生活支援システム構築事業」により地域における支援体制の整備を図ります。

また、街頭啓発などの実施により、発達障害に対する県民理解を促進します。

### (3) サービス提供体制の充実

重度障害者の入所・通所の一体的な支援により地域生活の支援と生活の質の向上を図る「重度障害者地域包括支援事業」を実施し、県と市町ともに、地域生活移行を目指す取組を進めます。

グループホームやケアホームについては、障害のある人が地域で生活するための拠点として重要であることから、引き続き運営や整備に対する支援を行い入所施設から地域生活への移行を促進します。

また、「重度障害者地域包括補助金」や「重症心身障害者等施設整備事業費補助金」等の実施により重症心身障害児者等の日中活動の場や暮らしの場の確保に努め、重度障害者の地域生活を応援します。

### (4) 施設サービスの提供

障害者総合支援法の施行により、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、施設の専門的機能の強化を図り、質の高いサービスの提供を目指します。

また、施設の整備については、「民間心身障害児者施設整備事業」の実施により地域の障害福祉サービスの提供基盤の充実を図ります。

## 2 地域で働く

### (1) 企業で働く人や働きたい人への支援

企業で働いている、また、働きたいと希望している障害のある人を福祉圏域単位で支援し、企業就労の促進と定着を図るために、働き・暮らし応援センターの機能強化を図ります。

また、知的障害のある人に対し、介護技能の習得や職場実習を行う「知的障害者介護技能等習得事業」を実施し、福祉職場への就労を支援します。

### (2) 企業で働くことが困難な人への支援

障害のある従業員全員と雇用契約を結ぶ社会的事業所の運営を支援するとともに、利用者と雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援事業A型の設置促進を図るため、「就労継続支援A型設置促進特別加算」を実施し雇用による就労事業所の設置を促進します。

また、障害者の仕事おこし(創業支援)の観点から「「おこしやす」三方よし仕事おこし創業支援事業」を実施し、販路拡大や収益強化などに向けた支援を進めるとともに、「障害者の働き応援メッセ開催事業」による官公需拡大を促進し、障害のある人の就労収入の向上を図ります。

### (3) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

福祉圏域単位で、働き・暮らし応援センターを核として、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、企業および関係機関の連携を強化し、障害のある人の一般就労への移行と定着を支援します。

また、滋賀県障害者自立支援協議会では、福祉・就労・教育連携委員会において、特別支援学校

生徒の卒業後の就労等の課題検討に取り組みます。

### 3 地域で活動する

#### (1) 社会参加の促進

障害のある人が豊かさとゆとりを実感できる生活を実現するためには、文化芸術活動やスポーツ活動の振興が重要であることから、県障害者スポーツ大会の開催や障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境づくりなどを通じて障害者スポーツの普及・振興に取り組むとともに、「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」の運営支援など障害のある人の造形活動を推進し、社会参加を促進します。

また、障害のある人にとって、ITは社会参加や就労の手段等として大きな可能性を有することから、障害者IT支援センターや、各福祉圏域の地域ITサロンによる情報バリアフリー化に向けた総合的支援を行う「障害者IT活用総合推進事業」を実施します。

#### (2) コミュニケーション支援の充実

視覚障害のある人および聴覚障害のある人の情報収集やコミュニケーションの確保を支援するため、「聴覚障害者センター」および「視覚障害者センター」を効果的に運営するとともに、「聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業」等を実施します。また、視覚と聴覚に重複障害のある盲ろう者に対し、「盲ろう者社会参加促進事業」を実施します。

#### (3) 多様な社会体験、交流への支援

障害のある人の社会経済活動等への参加を促進するためには、障害および障害のある人についての県民の正しい理解と認識を得ることが重要であり、このことは、共生社会を実現するための基盤でもあります。

このため、地域で熱心に活動されている方々を支援し、また地域における障害のある人や障害に対する理解の促進を図るため、「障害児・者地域活動推進事業」により、地域のニーズに応じた様々な取り組みを支援します。

また、精神障害のある当事者が行う活動を推進することにより、精神障害のある人の社会参加と社会復帰を促進します。

### 4 共生のまちづくり

#### (1) 障害者理解の促進

特に理解の遅れている、精神障害に関する正しい知識の普及と啓発を行い、県民の精神的健康の保持増進と、誤解や偏見の是正に努めます。

#### (2) 保健医療サービスの充実

##### ●療育・子育て支援策の推進

小児保健医療センター療育部において、医療と連携した高度な療育を行うとともに、「心身障害

「児巡回療育相談事業」、「障害児（者）療育等強化事業補助金」の実施により地域の療育教室等への支援を行います。

#### ●精神保健医療等の推進

精神障害のある人等の地域生活への移行を推進するため、精神科病院との連携のもと、退院可能な精神障害のある人に対し、継続した地域生活支援に努めます。

受療中断、未受診等の在宅精神障害者に対して医療を含む多職種チームにより、訪問等で支援を行う試行事業「精神障害者早期支援・地域定着推進事業」に取り組みます。

精神障害のある人等の緊急医療に迅速かつ適正に対応するため、精神科救急医療システムの円滑な運用を図り適正な精神保健医療の確保に努めるとともに、精神科救急情報センターにおいて、休日夜間における措置診察、救急医療相談を行います。

また、精神保健福祉センターでは、アルコール、思春期などの特定相談などを実施するとともに、関係機関・団体に対する必要な技術協力や援助、市町などの精神保健福祉業務の従事者養成を実施するなど、本県の精神保健福祉活動の中核機関として、精神保健福祉施策を円滑かつ広範に実施します。

さらに、「高次脳機能障害対策事業」を実施し、高次脳機能障害のある人への総合的な相談支援と地域支援体制の整備、普及啓発に努めます。

自殺を減らすため、支援体制の拠点として滋賀県自殺予防情報センターを設置し、関係機関との連携を図り、普及啓発、相談支援体制などの総合的な自殺対策事業に取り組みます。

#### ●相談支援体制の充実

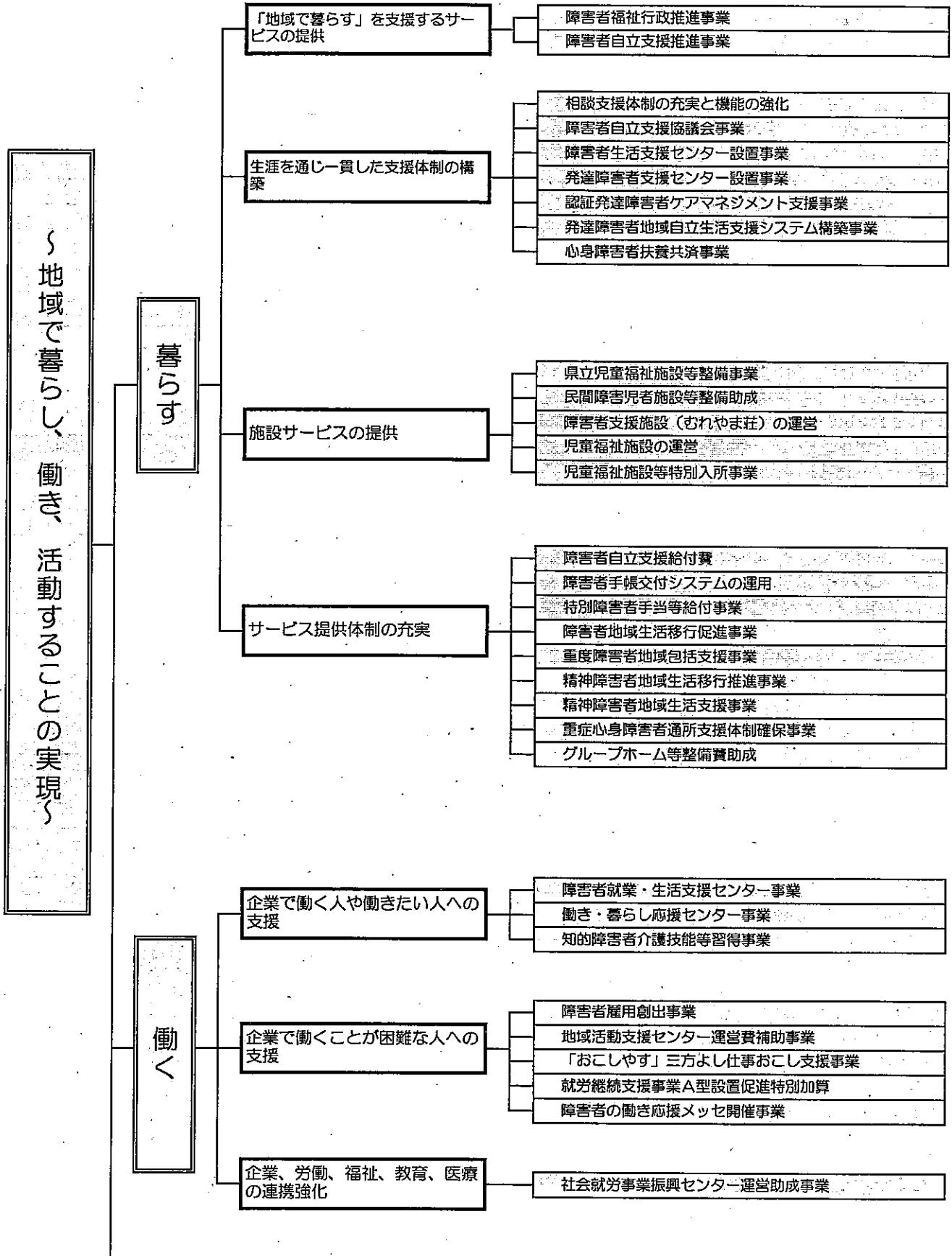
複雑困難な相談に障害が特定されていない段階から、高い専門性で一貫した対応ができるよう知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり支援センター、高次脳機能障害センター等の専門相談機関が集まる「（仮称）障害者医療福祉相談モール」を設置して、ワンストップ窓口による相談体制の再構築を図ります。

また、一元的なりハビリテーションサービスの提供を図るため、障害者更生相談所身体障害支援部門の機能を福祉用具センター内に移転し、両機関が協働で補装具・福祉用具の総合相談や研修等を実施する「（仮称）滋賀県リハビリテーション相談プラザ」を開設します。

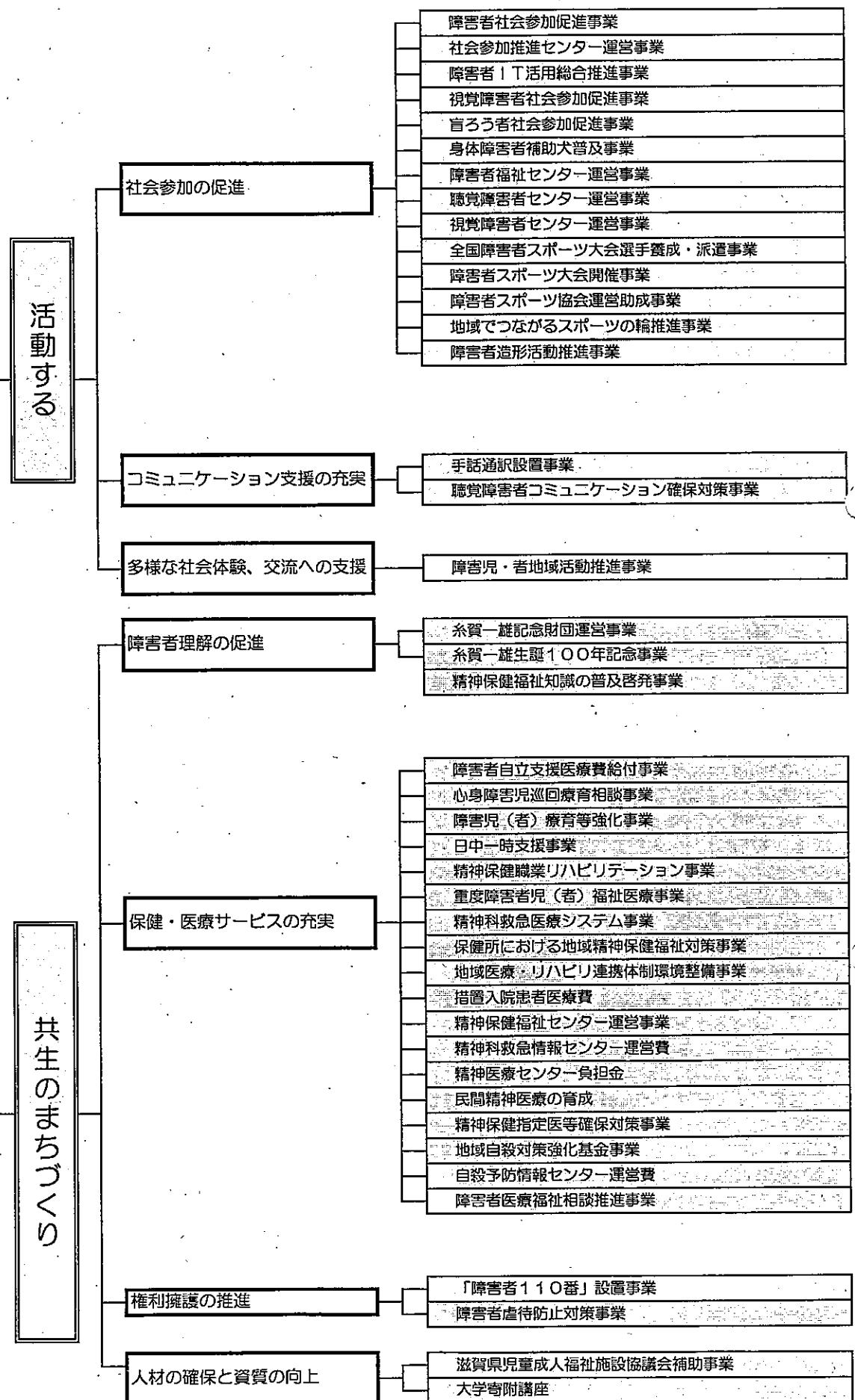
#### （3）権利擁護、障害者虐待防止対策の推進

「障害者110番」を設置し、障害のある人の人権侵害や財産管理などの相談に応じるとともに必要な助言等を行います。平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応し、虐待にかかる通報への適切な対応等を図るため、権利擁護センター機能の運営をはじめ人材育成や連携体制づくりに取り組みます。

# 障害福祉課施策の体系



# 障害福祉課施策の体系



事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
<b>【障害福祉課】</b>		
障害者福祉対策費	1,733,024 (1,701,344)	障害福祉の円滑な推進のため、障害者の地域生活への移行促進、医療費補助制度、扶養共済制度の実施、障害者の造形活動の支援等を行う。
国	60,624	1 障害者地域生活移行促進事業 110,493
織	1,153,459	(1) 地域ケアシステム推進事業 17,493
諸	208,111	(2) 障害者地域生活移行促進事業費補助 93,000
⊖	310,830	2 重度心身障害者(児) 福祉医療費補助 1,049,340
		3 障害者扶養共済制度施行事業 328,204
		4 障害者福祉推進緊急雇用創出事業費 153,513 緊急雇用創出臨時特例基金を活用し、障害者福祉分野での雇用創出を行うとともに、障害のある人の社会生活の充実を図る。
		重5 障害者造形活動推進事業 30,000 障害のある人の造形活動を推進するため、公募作品展を開催するとともに、企画展の開催や情報発信、作家や施設への相談支援を行う機関の運営等を支援する。
		重6 糸賀一雄生誕100年記念事業(資一健福4) 22,000 糸賀一雄氏の生誕100年を記念し、民間との協働による記念式典や資料展等の開催、業績の研究を行うとともに、「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」に向けた検討等を行う。

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
障害者自立支援費	7,059,609 ( 6,356,929)	<p>障害者総合支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。</p> <p>1 障害者自立支援給付費 4,768,421 障害福祉サービスの介護給付費、訓練等給付費等を負担する。</p> <p>2 自立支援医療費 1,844,436</p> <p>3 重度障害者地域包括支援事業 194,139 重度障害者の入所支援と地域生活支援を一体的に推進し、重度障害者の地域移行を促進するため、入所および通所事業所の支援レベルの向上等を図る。</p> <p>(1) 重度障害者地域包括補助 136,741</p> <p>(2) 重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 10,700</p> <p>(3) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 2,700</p> <p>(4) 重症心身障害者等施設整備事業費補助 33,750</p> <p>(5) 重症心身障害児等特別加算事業 10,248</p>

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
障害者就労対策推進費	149,460 ( 149,908) 国 43,482 ⊖ 105,978	<p>就労支援事業所等における仕事の確保・販路開拓等の就労収入向上を支援し、多様な働く場の整備、生活・就労両面からの相談体制の整備等を行い、障害者の就労促進による経済的自立を図る。</p> <p>1 障害者雇用創出事業 26,850</p> <p>重2 障害者就業・生活支援センター事業 47,726 障害者の一般就労を促進するため、生活支援の相談体制を強化し、就業面および生活面の両面からの支援を行う。</p> <p>重3 働き・暮らし応援センター事業 9,671 障害者就業・生活支援センターに、職場への定着支援を行う就労サポートを配置し、「働き・暮らし応援センター」として体制強化を図り、障害者の職業生活における自立を促進する。</p> <p>4 「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業 31,203 障害者就労支援事業所の就労収入の向上を図るため、経営コンサルタント派遣による個別の経営改善や職員の経営スキル向上のためのセミナーの開催、ビジネスマッチングフェアの開催等を行う。</p> <p>5 地域活動支援センター運営事業 (4箇所) 26,176</p> <p>重6 障害者の働き応援メッセ開催事業 890 県庁において就労支援事業所等の業務を紹介するメッセを開催し、障害者の仕事に対する理解を進め、ナイスハート物品購入の拡大につなげる。</p>
発達障害者支援事業費	25,933 ( 63,913) 国 12,966 ⊖ 12,967	<p>発達障害のある人が、身近な地域において自立した生活が送れるよう人材の養成を行い、支援体制の整備を図るとともに、啓発による発達障害に対する理解を促進する。</p> <p>重1 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業 15,000 発達障害者支援ケアマネージャーを地域の障害者生活支援センターに配置し、専門的な相談支援を行う。</p> <p>重2 発達障害者地域自立生活システム構築事業 10,000 高機能自閉症等の発達障害者に特化した生活・就労訓練による、地域生活への移行支援を行う。また、研究機関との連携による支援プログラムや認証制度の研究開発を行う。</p>

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
障害者スポーツ振興費	41,415 ( 37,570) 国 4,190 ⊖ 37,225	障害のある人が、スポーツを通じて豊かさとゆとりを実感し、自己実現できるよう、県障害者スポーツ大会の開催等により障害者スポーツの振興を図る。  ④ 1 地域でつながるスポーツの輪推進事業 3,000 障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境づくりの推進と若年層の参加促進を図るために、パラリンピック出場者や総合型地域スポーツクラブ等の協力を得て体験イベント等を開催する。
障害児（者）援護費	57,196 ( 64,723) 国 27,041 ⊖ 30,155	在宅の知的障害者の地域生活を支援するための相談・研修事業や、重度心身障害児（者）への日常生活訓練、運動機能訓練等を行う。  1 障害児（者）地域生活支援等事業 55,700  (1) 障害者生活支援センター設置事業（7箇所） 42,000  (2) 障害者自立支援協議会事業 13,700
障害者医療福祉相談推進事業費	92,526 ( 15,202) 国 36,440 ⊖ 56,086	複雑困難な相談に、高い専門性で一貫した対応を行うため、専門相談機関が集まる（仮称）障害者医療福祉相談モールを設置し、相談体制の強化を図る。（資一健福5）  1 知的障害者更生相談所事業 19,645  ② 2 発達障害者支援センター設置事業 52,500  3 ひきこもり支援センター事業 8,600  4 高次脳機能障害対策事業 11,781
知的障害者援護費	59,470 ( 46,371) 国 39,645 起 19,700 ⊖ 125	知的障害者が地域で自立して生活できるよう、グループホームの整備を行う。  1 障害者地域生活援助事業 59,470  (1) グループホーム等整備費補助 創設 3箇所 59,470

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	
民間児童福祉施設等整備助成費	257,354 ( 396,943)	障害者の地域での生活を支援するため、社会福祉法人等が行う障害者施設の創設等の事業に対し助成する。	
	国 171,375	1 障害児者施設等整備助成費	257,064
	財 290	(1) 民間心身障害児者施設整備費補助 ・生活介護等	257,064
	起 85,500	3 箇所	
	⊖ 189		
病院事業繰出金	639,733 ( 652,335)	高度な専門的保健医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、精神医療センターに対し、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出しを行い、病院経営基盤の確立を図る。	
	⊖ 639,733	1 病院事業負担金	561,034
		2 保健衛生行政等負担金	47,895
		3 共済組合追加費用等負担金	30,804
健康滋賀推進費	36,684 ( 70,354)	地域自殺対策緊急強化基金等を活用し、自殺対策を推進する。	
	国 0	1 地域自殺対策強化基金事業	36,684
	財 113	自殺予防のための啓発や相談員の養成等を行うとともに、市町等が実施する自殺対策のための事業に対し補助する。	
	繰 36,571		
精神保健福祉対策費	284,992 ( 288,933)	より良い精神医療の確保、地域精神保健福祉施策の充実を図る。	
	国 94,762	1 精神科救急医療システム事業	90,868
	繰 15,300	2 精神障害者地域生活支援事業	65,100
	諸 74	3 精神保健指定医等確保対策事業	15,300
	⊖ 174,856		

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
精神保健福祉センター費	104,891 ( 94,244) 国 15,048 諸 1,119 ○ 88,724	1 精神科救急情報センター運営費 51,773 緊急な医療を必要とする精神障害者等が速やかに保護や治療が受けられるよう、入院措置や医療機関の紹介または受診指導等を行う。  ④ 2 自殺予防情報センター運営費 18,248 精神保健福祉センターに「自殺予防情報センター」を設置し、相談体制の強化等、総合的な支援体制を整備する。
地域医療再生事業費	23,000 ( 23,000) 繰 23,000	滋賀県地域医療再生計画に基づき、医療機能の強化、医師確保等の地域医療に係る課題の解決を図る。  1 大学寄附講座 20,000 滋賀医科大学に寄附講座を設置し、大学と連携した精神科医師の確保を図る。
地域医療再生推進費	148,842 ( 51,900) 繰 148,842 ○ 0	滋賀県地域医療再生計画に基づき、医療機能の強化、医師確保等の地域医療に係る課題の解決を図る。  1 精神科医師・看護師確保対策事業 5,500 2 早期発見・早期介入体制研究事業 3,600 3 精神科救急医療システム強化事業（4病院） 26,000 4 子どもの心の診療ができる医師養成事業 35,000 ④ 5 精神障害者グループホーム整備事業 67,000 ④ 6 地域医療・リハビリ連携体制環境整備事業 11,742 障害者更生相談所の身体部門と福祉用具センターの運営について、一元的なリハビリテーション相談サービスの提供を図るための環境を整備する。

## 障害者造形活動推進事業

健康福祉部(障害福祉課)  
当初予算額 30,000千円

アール・ブリュットの振興を、障害の有無に問わらず一人ひとりの個人が尊重される  
「共生社会」の実現につながる象徴的な取組として積極的に推進する

### ○障害者アート公募展の開催

障害のある人の造形作品の発表機会の拡充を図るため、公募作品展を開催し、障害者の社会参加の促進、造形活動の裾野の拡大、障害者理解の促進を図る

### ○障害者造形活動支援センターの運営支援

障害のある人やその家族、福祉施設等からの造形活動に関する様々な相談に応じ、必要な情報を提供する「アール・ブリュット インフォメーション＆サポートセンター」の運営を支援する

### ○ボーダレス・アートミュージアムNO-MAの活動支援

障害のある人の造形作品の紹介にとどまらず、一般アーティストの作品とともに並列して見せる企画展の開催など、ボーダレス・アートミュージアムNO-MAが行う活動を支援する  
・県内外の作品調査、情報発信  
・展覧会の企画開催 等



びかつtoアート展で実施した  
障害のある作家によるアートライブの様子

新

## 糸賀一雄生誕100年記念事業

～障害のある人もない人も暮らしやすい「住み心地日本一滋賀」を目指して～

【予算額 22,000千円】

故糸賀一雄氏の生誕100年を迎える平成25年度を障害のある人もない人も暮らしやすい「住み心地日本一滋賀」を目指す元年と位置づけ、誰もが暮らしやすい共生の社会づくりを目指した糸賀先生の理念と実践を今に生かすため、民間と県行政との協働により記念式典や糸賀一雄研究、糸賀一雄資料展等を開催するとともに、「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」に向けた研究等を行い、福祉しがのさらなる発展を進めます。

## 糸賀一雄生誕100年記念事業実行委員会実施事業

予算額 15,000千円

医療・福祉・教育・労働等の各分野の委員で組織する「糸賀一雄生誕100年記念事業実行委員会」を実施主体として各種事業を実施します。

## ①生誕100年記念式典の開催

糸賀一雄氏の生誕100年を祝うとともに、氏の理念や実践を今日に伝え生かすため、講演やシンポジウム等を開催するとともに、障害の有無に関わらず、音楽を通して誰もが参加できる県民コンサートを開催します。

## ②糸賀一雄展の開催

糸賀一雄氏の理念と実践を振り返り、県民に広く伝えるため資料展を開催します。

## ③糸賀一雄研究の実施

糸賀一雄氏の実践を今日に生かすための研究を進め、論文集の編集・発行を行います。

## ④糸賀思想教育普及プログラム

糸賀一雄氏の理念や実践を分かりやすい小冊子にまとめ、教育機関等に対して出前講座を実施します。

## ⑤誰もが暮らしやすい福祉しがづくり研究

糸賀一雄氏の理念や実践を今日に生かし、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを考えるワークショップを地域で開催します。

## ⑥広報活動等

生誕100年記念事業を広く県民や関係者に広報するため、専用ホームページの立上げや、定期的なニュースレターの発行等を行います。

## 県実施事業

## (1) 表現活動ワークショップ推進事業

予算額 4,000千円

委託先：糸賀一雄記念賞音楽祭実行委員会

県内各地で取り組まれている障害者の音楽等の表現活動の場に、著名なアーティストを派遣すること等により一層の充実を図り、氏の生誕100年を障害者とともに地域から盛り上げます。

## (2) 「この子らを世の光に」絵本づくり事業

予算額 3,000千円

次代を担う子どもたちの共生社会への意識を育むため、糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」の理念に沿った絵本を公募・作品化し、学校等で読み聞かせを行う。

「住み心地日本一滋賀」

※糸賀一雄氏

大正3年3月29日生まれ。知的障害児等の入所施設である「近江学園」や重症心身障害児・者の入所施設である「ひわこ学園」の設立や国の制度作りなどに尽力する。重度の障害がであっても、人間としての生命の展開を支えることが重要であるとの考えのもとに「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」と唱え、その理念や実践は、現在もなお我が国の多くの福祉関係者に受け継がれ、「障害福祉の父」と呼ばれる。

## 市町の意見を踏まえた 新たな枠組み

### 重度障害者地域包括支援事業の概要

予算額：194,139千円  
(うち、国庫：5,350千円)

重症心身障害者等が入所施設(社会福祉法人の運営による医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施する施設)および通所施設(生活介護事業所)において適切なサービスを受けることができるよう、人員体制等の強化を図ることを目的として、包括補助制度を導入し、入所支援は必須、通所支援については市町の状況に応じた選択制として実施する。

### 昨年度県提案 予算総額158百万円

入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供と短期入所枠の確保  
68,000円/人月

通所事業所における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供  
→市町が事業所に補助金を交付し、県が市町に補助する間接補助制度の創設  
→市町が事業所に補助金を交付し、県が市町に補助する間接補助制度の創設

通所事業所における強度行動障害者に対する専門的ケアと1対1介護の提供  
→市町が事業所に補助金を交付し、県が市町に補助する間接補助制度の創設

・強度行動障害対応専門家チーム巡回  
・重症心身障害者に対応できる通所事業所やケアホームの整備  
→重度対応型で整備を行う場合の掛けり増し費用に対し、県が事業者に補助金を交付する制度の創設(補助率3/4、市町負担なし)

入所施設における重症心身障害児等に対する医療ケアと1対1介護の提供と短期入所枠の確保  
68,000円/人月

### 25年度実施事業

1-(1) 重症心身障害者特別加算事業 単価変更：報酬改定を踏まえ61,000円に (児童等は現行通り県負担で実施) 県所要額：64,851千円	1-(1) 必須事業 市町において1-(1)の必須事業および1-(2)～1-(5)より選択した事業の合算事業費の1／2を補助 県所要額：71,890千円
1-(2) 重症心身障害者対応型看護師配置加算事業 1-(3) 重症心身障害者対応型人員配置加算事業 拡充：対象事業所を拡大 重症心身障害者の割合50%以上で市町が定める割合 1-(4) 強度行動障害者通所特別支援事業 拡充：対象者を拡大 1.5点以上がつかつ部分5以上で市町が定める点数及び区分 <small>(新)1-(5) 重症心身障害児入浴サービス加算事業 回数制限なし</small> 県所要額：71,890千円	1-(2)～1-(5)選択事業 各市町の状況に応じ選択実施 平成24年4月 1日以降の 入所者について でも県の10割 負担により 対応
新2-(1) 重症心身障害児者ケアマネジメント支援事業 1名増量 2-(2) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 2-(3) 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 2-(4) 重症心身障害特別加算事業 単価変更：報酬改定を踏まえ61,000円に 県所要額：57,398千円	2-(1)～2-(4) 県実施事業 (市町負担なし)

# 事業所で働く障害者の就労収入向上に向けた取り組み

健康新福祉部(障害福祉課)  
予算見積額 32,093千円

## 「障害者、企業、地域」三方よしの障害者就労支援

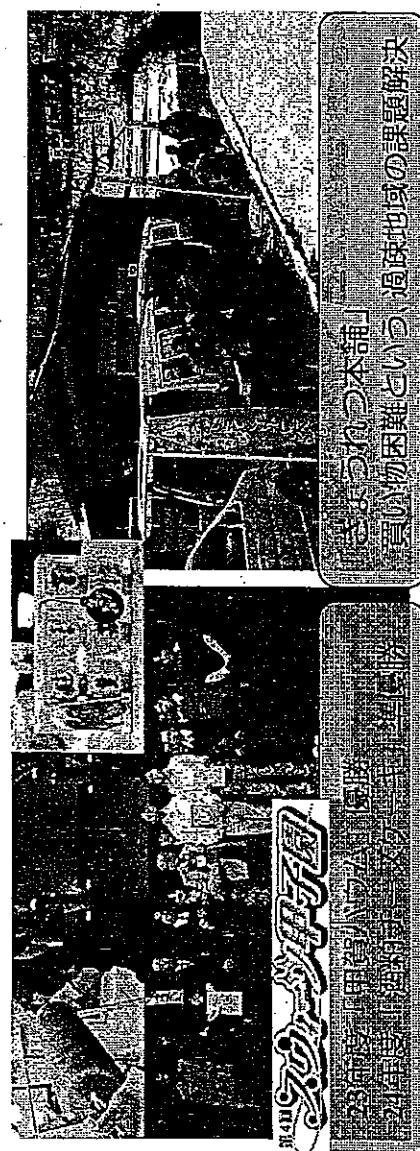
- 就労支援に企業経営の感覚を導入するなどにより、高品質なスイーツの商品化や、地域の課題解決につながる移動販売の事業化など、新たなビジネスモデルを創出、就労収入の向上を図ってきた。
- さらに25年度は、障害者優先調達推進法が施行されることをふまえ、新たに、県が率先して官公需の発注促進にかかる取り組みを実施し、市町への波及につなげる。

### 「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業

- ①コンサルタントを派遣し、事業所単位で経営改善を支援
- ②生産活動に企業的手法を導入、品質のレベルアップ
- ③ウェブサイトを活用し、製品、サービスの情報提供
- ④商談会開催により、企業ニーズとマッチングを図る
- ⑤複数事業所の連携で、弱点を補い大口受注にも対応

### 障害者の働き方接続メカニズム開拓事業

- 障害者優先調達推進法
- 物品等を障害者就労支援事業所等から優先的に調達する。
- 障害者就労支援機関の増大を図る。



# 障害者医療福祉推進事業へ「(仮称)障害者医療福祉相談モール」の設置

資一健福5  
障害福祉課  
内線3544

## 現状と課題

○障害者に対する一般的な相談は市町で対応が図られていますが、県にはより広域的・専門的な相談機能の充実が求められています。

○発達障害や高次脳機能障害は「障害に気づきにくく、適切な支援につながらるまでに時間がかかる現状があります。

○県の相談機関は「障害種別やひきこもりなどに分かれていますが、障害が重複している人(知的障害と発達障害、精神障害と精神障害など)と複数の相談窓口があります。また、障害の有無が明らかでない人が相談できるワンストップ相談窓口があります。

○矯正施設を退所した障害がある人などを福祉支援につなぐための体制の充実が課題となっています。

## 方策

【ワシントップの相談窓口】【各専門相談機関職員の連携による意見の集積と機動性の向上】【生活を支える医療福祉】  
複雑困難な相談に、障害者が特定されていなければ、高い専門性で一貫した対応ができる相談体制に再構築

## 相談窓口等のワンストップ化

「新」(仮称)障害者医療福祉相談モール (障害者更生相談所内 草津市笠山)

スーパーバイザーの配置:障害が重複するなど支援が困難な事例に対する課題整理と支援プロセスについて助言

地域生活定着  
支援センター  
(県南部の拠点を新たに設置)

高次脳機能障害  
支援センター

精神保健福祉センター  
ひきこもり支援センター

知的障害者  
更生相談所

☆各センターは従前通りの業務に加え、新たに共同して業務を行う  
【新たに共同して行う業務】

- 障害が重複している事例に対するワンストップ相談窓口
- 地域のケース会議等に相談員等が出席するアワトリーチ型専門相談、各部門の相談員等のチームによる相談
- スーパーバイザーの配置による高度な相談
- 障害が重複していることなどにより支援が複雑困難な事例に対応する人材の養成・研修

# 滋賀県福祉用具相談プラザイメージ

## 福祉用具(補装具を含む)の利用に関する相談

車椅子に座っているのが  
つらい、合わない  
靴下がはきにくい  
一人で着替えがしたい  
自分でトレイにいきたい  
お風呂に入りたい  
一人で食事ができにくくなつた。自分で食べたい

### 総合相談窓口(ワンストップ相談) \* 福祉用具センター

【福祉用具・補装具の相談窓口】[相談者の生活上の不便さを的確に聞く] [生活を支える支援にこびりつける]  
**利用者の生活について具体的に想定したサービスが提供できる、一元的な相談体制】**

### 福祉用具相談プラザ

- 福祉用具センター
- 福祉用具の普及啓発
- 福祉用具・住宅改修の相談
- 福祉用具の改造・製作
- 教育・研修

①福祉用具・補装具に関する総合相談  
\* 必要時他機関と連携して相談  
②訪問によるフォローアップ  
③福祉用具を活用した研修会の開催  
★【定例個別支援会議】

#### 身体障害者更生相談所

- 補器具の判定
- 補装具支給後のフォロー
- 更生医療の判定

### 【連携定期会議】

・事例からリハビリテーションの課題検討  
・地域密着  
・連携

### リハビリテーションセンター

### 【リハビリテーションセンターの協働・連携】

- 複雑困難事例に対する支援、調整
- プラザの研修企画への助言、協力、協働
- 事例の課題から、市町・地域の課題として集積し、以下を実施  
①リハビリテーション対策の充実を図る ②リハビリテーションセンターでの研修実施

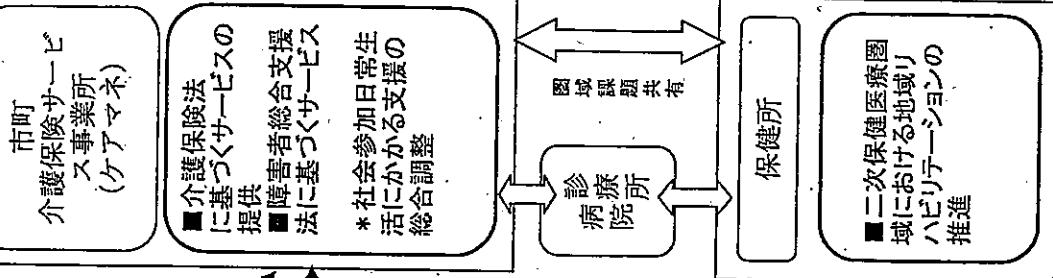
### 【期待される機能強化ポイント】

- 利用者の視点から利便性の向上
- 福祉用具センターと更生相談所が総合的に機能し、迅速な連携によりサービスが提供できる。
- 市町等各機関との連携により、福祉用具・補装具に留まらない、相談者のQOL向上支援ができる。

### 介護等の相談

相談

必要時個別事例紹介(協働支援)



- 二次保健医療圏における地域リハビリテーションの推進

圏域の  
課題還元

題課と状況

## 滋賀県自殺予防情報センター設置事業

■ 平成24年度全国の自殺者数は、15年ぶりに3万人を下回った。(27,766人、△2,885人)  
■ 県では、滋賀県自殺対策緊急化基金(H21年度～)を活用し、滋賀県自殺対策基本方針(H22年度)に基づき広報啓発、相談、人材養成・研修、市町・団体支援等の対策を実施。  
■ 対策実施後の県内の自殺者数は、平成22年度356人、平成23年度376人、平成24年度306人で、平成14年度から300人前後で高止まりの状況。  
(平成25年1月警察庁発表)

卷之三

【方向】組取自殺に聞

具体的方法

## 福島・保健・医療調査、公報局

事業内容

対面相談	新電話相談
県内3か所	毎日9~21時
平日夜間3回/月	
休日2回/月	
計72回/年	
委託:県臨床心理士会	
実態把握調査	人口動態調査 死亡票から要因調査
新規登録調査	新規登録調査
対象:県民等3000人	対象:県民等3000人
人材育成研修	ケートキーパー養成研修会 シバシカムの開催 うつ病等かかりつけ医研修
広報啓発・情報提供	新HPでの発信 新啓発資料作成 新自殺対策情報センター の広報開設
連絡調整(連携)	県自殺対策連絡協議会 地域自殺対策連絡協議会 事例検討会・ケース会議 死亡検査医への訪問部会
精神保健福祉センター兼務職員 (精神保健福祉士・臨床心理士)	精神保健福祉センター兼務職員 (精神保健福祉士・臨床心理士)

自殺未遂者 憂んでいる人 遺族など

県民など(←ゲートキー/パー)  
842人(23年度末)→5,000人(25年度末)

\*市町・団体(医師会、病院協会、弁護士会、商工会、遣族の会等)

